

飯山市地方創生総合戦略会議設置要綱

(目的)

第1条 飯山市におけるまち・ひと・しごと創生に係る基本的な計画を策定し、全市を挙げて効果的かつ効率的に推進することについて、総合的かつ専門的な見地から意見を聴取するため、飯山市地方創生総合戦略会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議の委員は、次の事項について意見を述べるものとする。

- (1) 飯山市人口ビジョン及び飯山市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定等に関すること。
- (2) まち・ひと・しごと創生の施策の企画及び効果検証に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、市長及び市長が選任する委員で構成する。

- 2 会議に、会長、副会長及び委員を置く。
- 3 会長は、市長をもって充てる。
- 4 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。
- 5 会議に、参与を置くことができる。
- 6 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 市長は、特別の事由があるときは、任期中であっても、委員を解任することができる。

(会長)

第4条 会長は、会議を総理する。

- 2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第5条 会議には、専門の事項について調査及び検討を行うため、部会を設置することができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは「部会長」と、「会議」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(報償費)

第6条 市は、委員に対し、報償費を支給することができる。委員以外の者が、会議又は部会に出席した場合も同様とする。

(庶務)

第7条 会議及び部会の庶務は、総務部企画財政課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議及び部会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年7月6日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この要綱の施行の日以後最初に選任される委員の任期は、第3条第5項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。